

徳島県保安林の指定及び解除等に関する要綱

平成 17 年 3 月 31 日付け森第 1123 号

[最終改正]令和 8 年 4 月 1 日付け森第 17 号

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、法に基づく保安林の指定及び指定の解除等について必要な事項を定めるものとする。

(保安林の種類)

第 2 条 法第 25 条第 1 項各号に掲げる目的を達成するために指定する保安林は、次の 17 種類とする。

- (1) 水源かん養保安林
- (2) 土砂流出防備保安林
- (3) 土砂崩壊防備保安林
- (4) 飛砂防備保安林
- (5) 防風保安林
- (6) 水害防備保安林
- (7) 潮害防備保安林
- (8) 干害防備保安林
- (9) 防雪保安林
- (10) 防霧保安林
- (11) なだれ防止保安林
- (12) 落石防止保安林
- (13) 防火保安林
- (14) 魚つき保安林
- (15) 航行目標保安林
- (16) 保健保安林
- (17) 風致保安林

第 2 章 指定施業要件

(主伐に係る伐採の方法)

第 3 条 法第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件として定める主伐に係る立木の伐採の方法は、政令別表第 2（別紙参考 1）の 1（1）によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 指定施業要件として定める伐採の方法は、別表 1 による。
- (2) 伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、前2号によるほか、これら以外の方法によっても伐採をすることができる。
- (4) 前号による主伐に係る伐採の方法（以下「伐採方法の特例」という。）は、当該保安林の樹種若しくは林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定めるものとするが、伐採方法の特例のうち伐採種に関するもの（以下「伐採種の特例」という。）は、択伐とする森林については皆伐（伐採種を定めない）、禁伐とする森林については択伐とする。なお、伐採方法の特例を定める場合の有効期間は、指定の日から10年を超えない範囲内とする。
- (5) 伐採種は、当該森林の地況、林況等を勘案して、地番の区域又はその部分を単位とする。

（間伐の指定）

第4条 法第33条第1項に規定する指定施業要件として定める間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で、保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

（伐採の限度の基準）

第5条 法第33条第1項に規定する指定施業要件として定める主伐に係る立木の伐採の限度は、別紙参考1の2(1)によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位とする。この場合において、水源かん養保安林について受益の対象が同一である保安林又はその集団とすべき単位区域の範囲は、林野庁長官が別に定める単位区域概況表（別紙参考2）によるものとし、土砂流出防備保安林についても原則としてこれを用いる。なお、これを用いることが不適当な場合においては個別に定める。
- (2) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を別紙参考1の2(1)アに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に、前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。
- (3) 別紙参考1の2(1)イの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して定める。

ア 水源かん養保安林（急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる場合に限る。）

20ヘクタール以下

イ 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林

10ヘクタール以下

ウ その他の保安林（当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。）

20ヘクタール以下

- (4) 第3条第4号により定める伐採種の特例により樹種又は林相の改良のために伐採種を定め
ないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は定め
ない。
- (5) 別紙参考1の2(1)エの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び
伐採種を定め
ない森林に対して適用する。
- (6) 規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行
う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材
積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新
が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をす
る場合には40パーセント）以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあ
つては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐
採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安
施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には40パーセント）以上となる時期にお
いて推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当
該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。
なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率
をもって表す。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数
を用いる。

(植栽の方法等)

第6条 法第33条第1項に規定する指定施業要件として定める植栽の方法等については、別紙参考
1の3によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、これを定め
ない。ただし、人工造
林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として定
めるものとする。
- (2) 法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意を伴う場合において、保
安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該許可又は当該同意の際に条件として付し
た行為の期間内に限り定めることを要しない。
- (3) 規則附録第8の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期
齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該森林の単層林の材積を標準伐
期齢で除して得た数値」は、原則として当該森林の森林簿に示されている植栽する樹種に係る
地位級（樹種別に伐期総平均成長量を立方メートル単位の等級に区分したものをいう。以下同
じ。）（当該森林の森林簿に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合には、近傍類似の
森林の森林簿に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位
級）をもって表す。なお、規則附録第8の算式による植栽本数は、別表2のとおりとする。

- (4) 規則第 57 条第 2 項第 1 号に規定する植栽本数の特例について、算出された本数が 3,000 本を超える場合の植栽本数は 3,000 本とする。
- (5) 規則第 57 条第 2 項第 2 号に規定する植栽本数の特例については別途定める。
- (6) 別紙参考 1 の 3 (1) の「当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗」は、満 1 年未満の苗木であっても同一樹種の満 1 年以上の苗木と同等の根元径及び苗長を有する場合には植栽ができるものとする。なお、その判断基準については別途定める。
- (7) 別紙参考 1 の 3 (3) の「経済的利用に資することができる樹種」は、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定める。

第 3 章 保安林の指定

(保安林の指定に直接の利害関係を有する者の範囲)

第 7 条 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
- (2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれのある者であり、別表 3 に定める者

(保安林の指定に係る申請)

第 8 条 法第 27 条第 1 項について規定する規則第 48 条第 1 項による保安林の指定に係る申請は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 48 条第 1 項第 1 号の規定により前項の申請書に添付する森林の位置図及び区域図は、次の各号によるものとする。

- (1) 縮尺 5 万分の 1 の地形図に保安林の指定の申請区域の位置を表示した位置図
- (2) 縮尺 5 千分の 1 の地形図に保安林の指定の申請区域及び当該申請の区域に隣接する字の境界、土地の地番及び形状を表示した区域図（記載内容の識別が困難なときは、拡大した図面を添付すること）
- (3) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図

3 第 1 項による申請を行おうとする者（以下「申請者」という。国の機関の長又は地方公共団体の長は除く。）が規則第 48 条第 1 項第 2 号に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類とする。

- (1) 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合ア 当該申請に係る森林の土地が不動産登記法に基づいて登記されている場合
 - (ア) 当該申請者が登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。以下同じ。）

- (イ) 当該申請者が登記名義人でない場合には、登記事項証明書及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類イ 当該申請に係る森林の土地が不動産登記法に基づいて登記されていない場合
固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権限を有する者であることを証する書類
- (2) 申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合
当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有するものであることを証する書類

(意見の聴取の期日等の公示)

第9条 法第32条第3項（法第33条の3において準用する場合を含む。）に規定する知事による公示は、徳島県報に登載してするものとする。

第4章 保安林の指定の解除

(保安林の解除の要件)

第10条 法第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受益の対象が消滅したとき
- (2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき
- (3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき
- (4) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

2 法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し、又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
- (2) 国等以外の者が実施する事業のうち、別表4に掲げる事業に該当するもの
- (3) (1)又は(2)に準ずるもの

(転用解除の取扱い)

第11条 前条による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とするものについては、それぞれ次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 「指定の理由の消滅」による解除

ア 級地区分

別表5の第1級地に該当する保安林については、原則として解除は行わないものとする。同表の第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って解除を行うものとする。

イ 用地事情

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

ウ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

(ア) 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らして適正であること。

(イ) 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

エ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

(ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

(イ) 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(ウ) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(エ) (イ)及び(ウ)の土地の利用又は事業等について、法令等による行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を必要とする場合には、当該許認可がなされているか、又はなされることが確実であること。

(オ) 事業者が当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

オ 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか、又は得ることができると認められるものであること。

カ その他の満たすべき基準

(ア) 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安

林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられること。この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

(イ) 当該事業等が、知事が別に定める基準に適合するものであること。

(ウ) 転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源のかん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

ア 級地区分

別表5の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わないものとする。同表の第2級地については、前号のアと同様とする。

イ 用地事情

前号のイと同様とする。

ウ 面積

前号のウと同様とする。

エ 実現の確実性

前号のエの事項の全てに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

オ その他の満たすべき基準

前号のオに準じた措置が講じられるものであること。

2 前項の転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

(保安林の解除に直接の利害関係を有する者の範囲)

第12条 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第7条を準用する。この場合において、「指定」とあるのは「解除」と読み替える。

(保安林の解除に係る申請)

第13条 法第27条第1項について規定する規則第48条第1項による保安林の解除に係る申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 規則第48条第1項に規定する前項の申請書に添付する書類は、第8条第2項から第3項を準用する。この場合において、「指定」とあるのは「解除」と読み替える。

(転用を目的とする保安林の解除申請の添付書類)

第14条 前条による保安林の解除に係る申請が転用を目的とするものであるときは、前条に規定する森林の位置図及び区域図のほか実測図を添付するものとする。

2 規則第48条第2項第1号に規定する事業等に関する計画書の内容は、次の各号によるものとする。

(1) 次の事項を記載した書類

ア 転用の目的に係る事業又は施設の名称

イ 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）

ウ 事業等の用に供するため申請に係る保安林を選定した事由

エ 事業等を実施する者が申請に係る保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況オ 事業等に要する資金の総額及びその調達の方法

カ 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

キ 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在ク その他参考となる事項

(2) 転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類

(3) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

3 規則第48条第2項第2号に規定する代替施設の設置に関する計画書の内容は、次の各号によるものとする。

(1) 次の事項を記載した書類

ア 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

イ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達の方法

ウ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

エ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される代替施設の種類、規模、構造及び所在

オ その他参考となる事項

(2) 代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面

(3) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

4 規則第48条第2項第1号に規定する事業、施設又は同項第2号に規定する代替施設の設置について関係機関に協議した場合は、前項の書類に当該協議書の写しを添付するものとする。

5 規則第48条第2項第3号に規定する事業等に係る他の許認可の申請の状況を記載した書類又は当該許認可があったことを証する書類は、次の各号によるものとする。

(1) 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

(2) まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

- (3) 許認可があったことを確認する書類については、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は当該許認可の写し
- 6 規則第 48 条第 2 項第 4 号に規定する転用の目的に係る事業を行い、又は施設を設置する者を証する書類は、次の各号によるものとする。
- (1) 法人（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - (3) 個人の場合、住民票の写し若しくは個人カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 7 規則第 48 条第 2 項第 5 号の事業又は施設の設定に必要な資力及び信用があることを証する書類については、次によるものとする。
- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
 - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明等、資金の調達方法に応じ添付する。）
 - (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
- 8 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

第 5 章 保安林の指定施業要件の変更

（保安林の指定施業要件の変更をすべき場合）

第 15 条 法第 33 条の 2 に規定する保安林の指定施業要件の変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生等に伴い指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合
- (2) 指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められていない保安林において植栽が行われた場合

（保安林の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者の範囲）

第 16 条 法第 33 条の 2 第 2 項に規定する保安林の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者は、第 7 条を準用する。この場合において、「指定」とあるのは「指定施業要件の変更」と読み替える。

（保安林の指定施業要件の変更に係る申請）

第 17 条 法第 27 条第 1 項について規定する規則第 48 条第 1 項による保安林の指定施業要件の変更に係る申請は、別記第 3 号様式によるものとする。

- 2 規則第 48 条第 1 項に規定する前項の申請書に添付する書類は、第 8 条第 2 項から第 3 項を準用する。この場合において、「指定」とあるのは「指定施業要件の変更」と読み替える。

第6章 異議意見書

(意見書の提出)

- 第18条 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）に規定する保安林の指定、解除又は指定施業要件の変更に係る意見書は、別記第4-1号又は第4-2号様式によるものとする。
- 2 規則第51条に規定する保安林の指定、解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類については、第8条第3項を準用する。
 - 3 第1項の意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り、意見書を提出しようとする複数の者が連署して提出することができる。

(意見の聴取)

- 第19条 法第32条第2項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行うものとする。
- 2 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者（以下「意見書提出者」という。）がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出するものとする。
 - 3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人（以下「意見書提出者等」という。）に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者が意見書の内容を陳述したのものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
 - 4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者等の陳述について、その時間を制限することができる。
 - 5 意見書提出者等は、発言しようとするときは、議長の許可を受けるものとする。
 - 6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。この場合においては、第4項を準用する。
 - 7 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。
 - 8 第4項（第6項において準用する場合を含む。）の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
 - 9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
 - 10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印するものとする。

第7章 保安林における制限（立木の伐採の許可及び届出）

（保安林の皆伐面積の限度の算定及び公表）

第20条 法第34条第1項に規定する許可をすべき皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入する。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots \cdot u : \text{平均年齢}$$

$u_1、u_2、u_3 \dots$: 各樹種の標準伐期齢

$a、b、c \dots$: 各樹種の期待占有面積歩合

- 2 政令第4条の2第4項に規定する皆伐面積の限度の算定に当たっては、規則第60条第1項第10号に規定する協議（同項第5号から第9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く。）に係る皆伐面積は、法第34条第1項の許可をした面積とみなす。
- 3 規則第60条第1項第5号から第9号までの届出及び同項第5号から第9号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、政令第4条の2第4項に規定された法第34条第1項の許可をした面積には含まれないものとする。
- 4 政令第4条の2第3項に規定する公表は、前条を準用する。

（立木の伐採の許可に係る申請）

第21条 法第34条第1項について規定する政令第4条の2第1項及び第2項による立木の伐採の許可に係る申請は、別記第5号様式によるものとし、別紙参考2の単位区域ごとに作成するものとする。

- 2 前項の申請に添付する書類は、立木の伐採に係る森林の位置図、区域図、実測図及び申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書又はこれに準ずるもの、その他知事が必要と認める書類とする。
- 3 規則第59条第1項第2号及び第5号に規定する許可を受けようとする者を証する書類は、次の各号によるものとする。
 - (1) 法人（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - (3) 個人の場合、住民票の写し若しくは個人カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
 - (4) 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、第3項の第1号から第3号に該当する書類のほか当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

4 規則第 59 条第 1 項第 3 号に規定する伐採に関する他の許認可の申請の状況を記載した書類又は当該許認可があったことを証する書類は、次の各号によるものとする。

- (1) 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
- (2) まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- (3) 許認可があったことを確認する書類については、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は当該許認可の写し

5 規則第 59 条第 1 項第 6 号に規定する許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができるものとする。

- (1) 申請の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかかな場合
- (2) 地形、地質その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、申請の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界が明らかかな場合
- (3) 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と、境界の確認を確実に行うと認められる場合

(伐採許可申請の適否の判定)

第 22 条 法第 34 条第 1 項に規定する立木の伐採許可申請の適否の判定については、次の各号によるものとする。

- (1) 別紙参考 1 の 1 (1)イの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は 10 メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05 ヘクタール未満であるもの

- (2) 別紙参考 1 の 1 (2)アの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に 20 メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とする。

- (3) 別紙参考 1 の 2 (1)イの 1 箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が 20 メートル未満に接近している部分が 20 メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が 20 メートル未満であり、その部分の長さが 20 メートルにわたっているものを除く。なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が 20 メートル未満であるもの及びその幅が 20 メートル以上の部分があってもその部分の長さが 20 メートル未満であるものについては、別紙参考 1 の 2 (1)イの規定は適用されない。

- (4) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 規則第 56 条第 1 項の「前回の択伐」には、規則第 60 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる伐採は含まれない。
- (6) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第 56 条第 1 項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなす。
- (7) 規則第 56 条第 1 項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均生長量の比率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出する。
- (8) 規則附録第 7 の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として森林簿に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあつては、伐採時点の構成樹種が第 20 条第 1 項の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表す。
- (9) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。
- (10) 許可に係る伐採の方法が第 3 条第 4 号に規定する伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可する。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

(伐採許可の条件)

第 23 条 法第 34 条第 6 項に規定する立木の伐採の許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が第 3 条第 1 項第 4 号に規定する伐採方法の特例に該当するものであつて前条第 10 号のただし書に該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(縮減)

第 24 条 法第 34 条第 1 項に規定する皆伐による立木の伐採の許可申請（2 月 1 日公表に係るものを除く。）について、政令第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により縮減するに当たり、政令第 4 条

の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を政令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算する。

2 政令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行う。

- (1) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
- (2) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(立木の伐採許可に係る届出等)

第25条 法第34条第1項の規定による許可を受けた立木の伐採に関する届出等は、次の各号によるものとする。

- (1) 法第34条第8項に規定する伐採の終了に係る届出は、別記第6号様式によって行う。
 - (2) 許可を受けた伐採の不実行に係る届出は、別記第7号様式によって行う。
- 2 前項の届出書には、実測図又は伐採区域が明示されている図面を添付するものとする。
- 3 許可を受けた伐採期間の延長に係る申請は、別記第8号様式によるものとする。

(許可を要しない立木の伐採に関する届出)

第26条 法第34条第1項のただし書の規定により許可を要しない立木の伐採に関する届出は、次の各号によるものとする。

- (1) 法第34条の2第1項又は第34条の3第1項に規定する択伐又は間伐の届出は、別記第9号様式によって行う。
 - (2) 規則第60条第1項第5号から第9号に規定する伐採の届出は、別記第10号様式によって行う。
 - (3) 規則第66条第1項に規定する緊急伐採等の届出（法第34条第1項第7号に該当する場合には係るものに限る。）は、別記第11号様式によって行う。
- 2 規則第60条第3項又は規則第68条第2項の規定により前項の届出書に添付する書類は、当該伐採に係る森林の位置図、区域図、実測図及び届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書又はこれに準ずるもの、その他知事が必要と認める書類とする。
- 3 規則第60条第3項第2号又は規則第68条第2項第2号に規定する届出をしようとする者（届出者）を証する書類は、次の各号によるものとする。
- (1) 法人（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - (3) 個人の場合、住民票の写し若しくは個人カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - (4) 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、第3項の第1号から第3号に該当する書類のほか当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

- 4 規則第 60 条第 3 項第 3 号又は規則 68 条第 2 項第 3 号に規定する当該伐採に関する他の許認可の申請の状況を記載した書類又は当該許認可があったことを証する書類は、次の各号によるものとする。
- (1) 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - (2) まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
 - (3) 許認可があったことを確認する書類については、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は当該許認可の写し
- 5 規則第 60 条第 3 項第 6 号又は規則 68 条第 2 項第 6 号に規定する届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができるものとする。
- (1) 届出の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかなる場合
 - (2) 地形、地質その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、届出の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界が明らかなる場合
 - (3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と、境界の確認を確実に行うと認められる場合

第 8 章 保安林における制限（土地の形質の変更等の許可）

（作業許可に該当する行為）

第 27 条 法第 34 条第 2 項の規定により保安林の土地の形質の変更等について許可（以下「作業許可」という。）を必要とする行為は、別表 6 に掲げるとおりとする。

（作業許可の申請）

第 28 条 法第 34 条第 2 項について規定する規則第 61 条による作業許可に係る申請は、別記第 12 号様式によるものとする。

- 2 前項の申請に添付する書類は、立竹の伐採に係る森林の位置図、区域図、実測図及び申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書又はこれに準ずるもの、その他知事が必要と認める書類とする。
- 3 規則第 61 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に規定する許可を受けようとする者を証する書類は、次の各号によるものとする。
- (1) 法人（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - (3) 個人の場合、住民票の写し若しくは個人カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(4) 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、第3項の第1号から第3号に該当する書類のほか当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

4 規則第61条第1項第3号に規定する立竹の伐採に関する他の許認可の申請の状況を記載した書類又は当該許認可があったことを証する書類は、次の各号によるものとする。

(1) 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

(2) まだ申請していない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(3) 許認可があったことを確認する書類については、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は当該許認可の写し

5 規則第61条第1項第6号に規定する許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができるものとする。

(1) 申請の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかかな場合

(2) 地形、地質その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、申請の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界が明らかかな場合

(3) 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と、境界の確認を確実にを行うと認められる場合

6 当該申請のうち、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為に係る場合にあっては、上記書類のほか次による書類を添付するものとする。

(1) 具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模構造及び工程等を記載した実施計画書

(2) 実施設計図

(3) 土量計算書

(4) その他必要な図書

(作業許可申請の適否の判定)

第29条 前条による申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意をしないものとする。ただし、解除の進めている保安林であって、法第30条又は法第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項に規定する異議意見書の提出がない保安林（以下「解除予定保安林」という。）において、規則第48条第2項第1号及び第2号に規定する当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行うものである場合並びに別表7に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合。

- (3) 下草、落葉及び落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか、又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
- (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (7) 水源の保全に必要な保安林において、家畜の放牧、土石又は樹根の採掘等、当該行為に伴う土砂の流出等により、濁水が発生し水利用上支障を生ずるおそれがある場合。ただし、沈砂池等の水質保全施設が適切に措置され、支障を及ぼさないと判断される場合はこの限りではない。
- 2 申請又は協議に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは第10号の協議を要するときに当該許可又は届出若しくは協議がなされていないときは、許可又は同意をしないものとする。
- 3 別表7の1のうち道路に係る許可の基準は、別表8のとおりとする。

(作業許可の条件)

第30条 法第34条第6項に規定する作業許可に付する条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。
- ア 前条第1項のただし書に該当しない行為
- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。
- イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。
- ウ 別表7に掲げる行為

- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表7の1及び2にあっては、当該行為に着手する日から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表7の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。
- (2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。
- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める。
- (4) 風致保安林内で施設の設置等を行う場合には、形状、色彩等への配慮について条件を付する。

(作業許可に係る届出)

第31条 法第34条第2項の規定による許可を受けた行為に関する届出は、次の各号によるものとする。

- (1) 許可を受けた行為の着手に係る届出は、別記第13号様式によって行う。
- (2) 許可を受けた行為の中止（再開又は廃止）に係る届出は、別記第14号様式によって行う。
この場合において、中止は許可を受けた行為を一時中断する場合とし、廃止は許可を受けた行為を行わなくなった場合とする。
- (3) 許可を受けた行為の完了に係る届出は、別記第15-1号様式によって行う。
- (4) 規則第48条第2項第2号に規定する代替施設の設置について、代替施設の設置等の完了に係る届出は、別記第15-2号様式によって行うものとする。

2 許可に係る行為の期間中に災害が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、別記第16号様式により届け出るものとする。

(許可を要しない土地の形質の変更等に関する届出)

第32条 法第34条第2項のただし書の規定により許可を要しない土地の形質の変更等に関する届出は、次の各号によるものとする。

- (1) 規則第63条第2項に規定する行為に係る届出は、別記第17号様式によって行う。
- (2) 規則第66条第1項に規定する緊急を要する行為に係る届出（法第34条第2項第4号に該当する場合に係るものに限る。）は、別記第18号様式によって行う。

2 規則第63条第3項の規定により前項の届出書に添付する図面は、第21条第2項を準用する。

第9章 保安林における植栽の義務

(植栽の義務)

第33条 伐採後の植栽が義務づけられた保安林を伐採した場合は、指定施業要件で定められた方法、期間及び樹種に沿って植栽を行うものとする。

- 2 規則第57条第2項の規定は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。
- 3 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する1ヘクタール当たりの本数を規則第57条の規定により算出される植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるような本数を植栽するものとする。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定に係る申請)

第34条 法第34条の4のただし書について規定する規則第72条による認定の申請は、別記第19号様式によるものとし、認定を受けようとする要件に応じて提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、実測図又は申請区域が明示されている図面を添付するものとする。
- 3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条第1号又は第2号の規定による認定を求めようとする場合にあっては、認定の請求に代えて知事に協議を行い、同意を得るものとする。

第10章 監督処分等

(監督処分を行うべき場合)

第35条 法第38条の規定による監督処分は、次の場合に行うものとする。

- (1) 第1項又は第2項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が法第34条第1項又は第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が、同条第1項若しくは第2項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同条第1項第7号若しくは第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽り、その他不正な手段により同条第1項若しくは第2項の許可を受けたものと認められる場合。
- (2) 第1項又は第3項の造林命令は、立木の伐採その他の行為が法第34条第1項の許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同項第6号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽り、その他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。
- (3) 第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が法第34条第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が、同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽り、その他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路若しくは鉄道そ

の他これらに準ずる設備若しくは住宅若しくは学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合。

(4) 第4項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合。

2 前項の監督処分は、中止命令及び植栽命令は違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令は当該命令を行う必要があると認めるときに、それぞれ遅滞なく行うものとする。

(監督処分の内容)

第36条 法第38条第1項又は第3項に規定する監督処分に係る造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。

2 法第38条第2項に規定する期間は、原則として命令をする時から1年を超えない範囲とする。

なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

3 法第38条第4項に規定する監督処分に係る植栽の期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から1年を超えない範囲とする。

第11章 標識の設置

(標識の様式)

第37条 法第39条第1項に規定する保安林の標識に記載する名称は、第2条に掲げるとおりとする。

2 規則第73条の別記様式で示す保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。

(1) 第1種標識の地は白色、文字は黒色。

(2) 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色。

(3) 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色。

第12章 保安施設地区

(保安施設地区の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者の範囲)

第38条 法第44条において準用する法第33条の3の規定による保安施設地区の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者は、第7条を準用する。この場合において、「保安林の指定」とあるのは「保安施設地区の指定施業要件の変更」と読み替える。

(保安施設地区の指定施業要件の変更に係る申請)

第39条 法第27条第1項について規定する規則第48条第1項による保安施設地区の指定施業要件の変更に係る申請は、第17条を準用する。この場合において、「保安林」とあるのは「保安施設地区」と読み替える。

(保安施設地区における制限)

第40条 法第44条において準用する法第34条の規定による保安施設地区における制限については、第20条から第32条を準用する。

第13章 損失の補償

(損失補償の手続)

第41条 法第35条に規定する保安林の指定による損失の補償については、知事が別に定める。

第14章 標準処理期間

(標準処理期間)

第42条 この要綱に係る手続の標準処理期間については、別表9のとおりとする。

第15章 その他

(申請書等の提出先等)

第43条 法、政令、規則及びこの要綱の規定により提出する書類の部数は別表10によるものとし、別紙参考3による森林の所在する市町村に依りて、別表11に掲げる県の機関に提出するものとする。

(補則)

第44条 この要綱に定めるほか事務の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 1 この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

指定施業要件として定める主伐に係る立木の伐採の方法

保安林の種類	指定施業要件における伐採の方法 (主伐)
水源かん養 保安林	(1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐。(その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐) (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備 保安林	(1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐。
土砂崩壊防備 保安林	(1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (2) その他の森林にあつては、択伐。
飛砂防備 保安林	(1) 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (2) その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐。
防風保安林 防霧保安林	(1) 林帯の幅が狭小な森林 (その幅がおおむね 20m未満のものをいう。) その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐。(その程度が特に著しいと認められるもの (林帯の幅がおおむね 10m未満のものをいう。) にあつては、禁伐) (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	(1) 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (2) その他の森林にあつては、択伐。
干害防備保安林	(1) 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐。(その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐) (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	(1) 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 (2) その他の森林にあつては、禁伐。
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。

	(2) 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 その他の森林にあつては、択伐。
航行目標保安林	(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (3) その他の森林にあつては、択伐。
保健保安林	(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 その他の森林にあつては、択伐。
風致保安林	(1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 その他の森林にあつては、択伐。

別表 2 (第 6 条関係)

規則第 57 条附録第 8 による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

注) V は、当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1 ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

別表 3 (第 7 条関係) 保安林の指定により直接利益を受ける者等

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	(1) 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下「当該森林」という。）の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地及び建築物その他の物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。権原については、以下、この表において同じ。）とする。 (2) 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。

土砂流出防備保安林	過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
土砂崩壊防備保安林	当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
飛砂防備保安林	当該森林の林帯方向における両端を通して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離。）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
潮害防備保安林	(1) 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。 (2) 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、堆積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲息と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。
保健保安林	(1) 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者とする。 (2) 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。

風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。
-------	--

別表 4 (第 10 条関係) 国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正 2 年法律第 16 号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 6 条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業
15	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定する発電用施設に関する事業

18	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物に関する事業（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずる、その他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを運営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業
28	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 104 条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第 105 条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第 50 条第 1 項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表5（第11条関係）

転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	次のいずれかに該当する保安林 (1) 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） (2) 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの (3) 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの (4) 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が150m未満であるもの (5) 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

別表6（第27条関係）作業許可の対象となる行為等

行為の区分	対象となる行為	備 考
立竹の伐採	立竹を刈り取るにより当該保安林を維持できないおそれのある行為	ササの刈り払いは許可を要しない。
立木の損傷	立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為	(1) 樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）は許可を要しない。ただし、内樹皮まで剥離する場合は除く。 (2) 生長錘等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等は許可を要しない。 (3) 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測定の見通し確保のための枝の切除等）は許可を要しない。ただし、歩道のかぶり取りのためのものであつても、葉量を大幅に減少させ、又は樹幹を損傷する行為は除く。 (4) 病害虫の治療又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等は許可を要しない。 (5) 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷は許可を要しない。ただし、キノコと同時に立木の一部を削ぎ取る行為は除く。

下草、落葉又は落枝の採取	下草、落葉又は落枝を選んで拾い取るにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為	<p>(1) 表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為は許可を要しない。ただし、長時間下草等を除去したまま放置され、露出した森林土壌が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合は除く。</p> <p>(2) キノコ及びタケノコの採取は許可を要しない。ただし、採取後に穴が開いたまま放置される場合は除く。</p>
家畜の放牧	牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為	家畜の通行及び家畜の一時的な繋留は許可を要しない。この場合において、家畜の一時的な繋留とは、保安林を通行する家畜を休息等のために一時的に繋ぎ止める行為を指し、長時間繋ぎ止めることによって表土が踏み固められるような場合は許可が必要となる。
土石又は樹根の採掘	土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為（砂、砂利又は転石の採取を含む）	立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数个程度の石の拾集等）は許可を要しない。
開墾その他の土地の形質を変更する行為	土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為	<p>立木の更新又は生育の支障とならず、かつ、掘削又は盛土をしないか、又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼釜の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・簡易な作業小屋やトイレの設置又は改築等）は許可を要しない。</p> <p>(1) 「立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha（約1.8m四方に一本の割合）とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたままにする行為又は2m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する場合は該当するが、2m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合は、土地の形質の変更に該当</p> <p>(2) 「掘削又は盛土を・一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を開けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合は、土地の形質の変更に該当</p> <p>(3) 「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか、若しくは一時的にした後に放置される行為は、土地の形質の変更に該当</p>

	(4)「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等である。「改築」とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、土地の形質の変更に該当
--	---

別表 7 (第 29 条及び第 30 条関係)

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の 施 業 ・ 管 理 に 必 要 な 施 設	(1) 林道 (車道幅員が 4 m 以下のものに限る。) 及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が 1 の林道に類するものを設置する場合。
2 森林保 健 機 能 の 増 進 に 資 す る 施 設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年法律第 71 号。以下「森林保健機能増進法」という。) 第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合 (森林保健機能増進法第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね 30ha 以上の集团的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。) であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設を設置のため土地の形質の変更 (以下この表において「変更行為」という。) に係る森林の面積の合計が当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集团的森林 (当該変更行為を行なおうとする森林を含むものに限る。) の面積の 10 分の 1 未満の面積であること。 (2) 変更行為 (遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。) を行う箇所が、次のア及びイの条件を満たす土地であること。 ア 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地 イ 非植生状態 (立木以外の植生がない状態をいう。) で利用する場合にあっては傾斜度が 15 度未満の土地、植生状態 (立木以外の植生がある状態をいう。) で利用する場合にあっては傾斜度が 25 度未満の土地。 (3) 1 箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして 30% 以上の状態で変更行為を行う場合には 0.05ha 未満であり、立木の伐採が材積にして 30% 未満の場合に 1.20ha 未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 m ² 未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は、400 m ² 未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50m 以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 ア 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 イ 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ウ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね、1.5m 未

	<p>満であること。</p> <p>遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3m未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
3 森林の有する保安機能を維持代替する施設	<p>(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>(2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。</p>
4 その他	<p>(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>ア 施設の幅が1m未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）。</p> <p>イ 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）。ただし、区域内に建築基準法第2条に規定する建築物を設置するときには、建築面積が50㎡未満であって、かつ、その高さが周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他</p> <p>一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>ア 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>イ 変更行為の終了後には、植栽され確実に森林に復旧されるものであること。</p> <p>ウ 区域の面積が、0.2ha未満のものであること。</p> <p>エ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。</p> <p>オ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満のものであること。</p>

別表8-1（第29条関係）森林の施業・管理に必要な施設のうち道路の基準

目的・態様・規模等	設計（審査）基準
林道（車道幅員4m以下のもの）	「林道規程」、「林道技術基準」による。
森林の施業・管理に資する農道等（規格及び構造が上記の林道に類するもの）	農道等関係の規定及び設計基準等による。

トラック等が使用する林道、林業専用道及び森林作業道	「林道規程」自動車道3級に準ずるもの。	
	法 面	盛土勾配は、土留丸太柵工など路体の確保と土砂の崩壊を防止する 施設を施行する場合を除き、1割5分とする。
高性能林業機械等が使用する簡易作業路	排水処理	ア 路面排水の処理については、丸太水切工又は素掘水切工などを適切に施工し、表流水による土砂の流出や路面の崩壊等を防止するとともに、放流部には適切な洗掘防止措置を講ずるものとする。 イ 沢水の処理については、沢の横断部には丸太橋、丸太暗渠等を適切に施工し、適切に処理できる通水断面を確保するものとする。
	幅 員	全幅員は、3m以下とする。ただし、曲線部、待避所、作業ポイント部分はこの限りでない。
	法 面	掘削法面の高さは、地形、地質を考慮して最小限とし、2.5m以下とする。ただし、これを超える場合は、適切な法面保護措置を講ずるものとする。
	工 作 物	土留丸太柵工など間伐材等を利用した工作物を積極的に使用し、林地の保全及び車両の安全運行などを適切に図るものとする。
	排水処理	作業道等の基準を準用するものとする。

別表 8 - 2 (第 29 条関係)

森林の施業・管理に必要な施設のうち道路に係る保安林内作業許可申請書の添付書類についての基本指針

区 分	車道幅員 3 m を超え 4 m 以下の林道及び 4 m 以下の農道、市町村道等 (※ 1)	車道幅員 2 m を超え 3 m 以下の林道、林業専用道及び森林作業道	全幅員 3 m 以下の簡易作業路
位置図 (1/25,000 又は 1/50,000)	○	○	○
作業許可申請図 (1/5,000)	○	○	○
平面図 (保全計画図、申請範囲を明示)	○		
路線図		○ (線形を測量したもの)	○ (作業許可申請図と兼ねることも可)
面積測量図 (丈量図)	○	○	
標準横断面図	○ (※ 2)	○ (※ 2)	○
縦断面図	○	○	
所在場所及び権利状況	○	○	○
事業計画書	○		
水理計算書 横断排水	○	○ (常水がある場合)	○ (常水がある場合)
土量及び残土処理方法	○		
残土処理場位置図		○	○ (残土が発生する場合)
残土処理場設計図面	○		
同意書	所有者の権利を持っている者 (※ 3)	○	○
	その他利害関係者	必要に応じて	
関係市町村の意見書	○		
現地状況写真	○	○	

※ 1 農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格・構造が林道と同等のものである場合、森林の施業・管理に資すると認められるものに限る。

※ 2 最小限 5 パターン以上 (起点、中間点、終点、最長切土横断面、最長盛土横断面)。

※ 3 申請者と所有権の権利を持っている者が別の場合。

別表 9 (第 42 条関係)

標準処理期間		標準処理期間
区	分	
大臣権限の指定の解除		
	所長が申請書を受理してから、知事が大臣に進達するまで知事が大臣から予定通知を受け取り、予定告示を行うまで	2 か月 2 週間
	知事権限の指定の解除のうち、法第 26 条の 2 第 4 項に規定する大臣協議を要するもの	
	所長が申請書を受理してから、知事が大臣に協議書を提出するまで知事が大臣から協議結果を受け取り、予定告示を行うまで	3 か月 2 週間
	知事権限の指定の解除のうち、法第 26 条の 2 第 4 項に規定する大臣協議を要しないもの	
	所長が申請書を受理してから、知事が予定告示を行うまで	3 か月
法第 34 条第 1 項の規定による伐採の許可		
	皆伐に係るもの択伐に係るもの	政令第 4 条の 2 第 2 項の期間満了後 30 日 申請書を受理後 30 日
	法第 34 条の 2 第 1 項 (法第 44 条において準用する場合を含む) の規定による択伐の適否審査	20 日
	法第 34 条の 3 第 1 項 (法第 44 条において準用する場合を含む) の規定による間伐の適否審査	20 日
	規則第 66 条第 2 項の規定による伐採の届出の適否審査	2 週間
	法第 34 条第 2 項 (法第 44 条において準用する場合を含む) の規定による土地の形質の変更等の許可	30 日

別表第 10 (第 43 条関係)

申請書等の提出部数	
提出する書類	提出部数
第 8 条、第 13 条又は第 17 条に規定する申請書 第 18 条に規定する意見書	保安林の指定等が大臣権限の場合 3 部 (正、写し 2 部) 保安林の指定等が知事権限の場合 2 部 (正、写し)
第 21 条又は第 28 条に規定する申請書 第 25 条に規定する届出書又は申請書 第 31 条又は第 32 条に規定する届出書	1 部
第 38 条に規定する申請書	3 部 (正、写し 2 部)

別表 11（第 43 条関係）

法、政令、規則及び要綱の規定による書類の提出先

森林の所在する市町村	提 出 先
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、板野町、上板町	徳島農林事務所林業振興担当
吉野川市、阿波市	吉野川農林事務所林務担当
阿南市、那賀町	阿南農林事務所林業振興担当
牟岐町、美波町、海陽町	美波農林事務所林務担当
美馬市、つるぎ町	美馬農林事務所林業振興担当
三好市、東みよし町	三好農林事務所林業振興担当

別紙参考 1 (第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 20 条、第 22 条及び第 33 条関係)

事項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として伐採種の指定をしない。</p> <p>イ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として択伐による。</p> <p>ウ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>エ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>ア 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が 10 の 8 以上の箇所とする。</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>イ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ウ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅 20m 以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>エ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第 1 号 (2) イの樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植栽	<p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満 1 年以上の苗 (当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗) を、おおむね、1 ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p>

(2) 期間に係るもの	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。
(3) 樹種に係るもの	保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙参考2 (第5条及び第21条関係) 単位区域概況表

単位区域名	区域の範囲
祖谷川	三好市(旧池田町(松尾、漆川(字穴ノ内、字イシタテ、字石イワレ、字大平、字カゲノ、字カズライ、字勘内、字キグロ、字黒沢、字ケイ谷、字コクドウチ、字シヨブ、字杣山、字タノモト、字ツバ山、字西谷、字不自由、字ミズタニ、字宮ノ谷、字山ノ神及び字柳倉に限る。))、大和(字大西、字大東、字カケヤブ、字上尾後、字京田、字コニワ、字国畑、字城間、字中山、字西峰、字花熊、字日浦、字日浦山、字古田、字休場及び字ヲニイシに限る。))及び川崎(字あみだぶ、字あんこく、字大久保、字白カイチ、字スケノ、字浦安、字トヤノ滝、字ハシカ山、字羽広、字ヒビノ内、字ひよぶの、字平谷、字古屋敷、字正木及び字吉ノ木を除く。))に限る。))、旧東祖谷山村及び旧西祖谷山村(有瀬、後山、後山西、後山向、榎、新道、土日浦、徳善、徳善北、徳善西、西岡、西岡西、東西岡及びふしろ山を除く。))
吉野川中流	三好市(旧山城町、旧池田町(松尾、漆川(字穴ノ内、字イシタテ、字石イワレ、字大平、字カゲノ、字カズライ、字勘内、字キグロ、字黒沢、字ケイ谷、字コクドウチ、字シヨブ、字杣山、字タノモト、字ツバ山、字西谷、字不自由、字ミズタニ、字宮ノ谷、字山ノ神及び字柳倉に限る。))、大和(字大西、字大東、字カケヤブ、字上尾後、字京田、字コニワ、字国畑、字城間、字中山、字西峰、字花熊、字日浦、字日浦山、字古田、字休場及び字ヲニイシに限る。))及び川崎(字あみだぶ、字あんこく、字大久保、字白カイチ、字スケノ、字浦安、字トヤノ滝、字ハシカ山、字羽広、字ヒビノ内、字ひよぶの、字平谷、字古屋敷、字正木及び字吉ノ木を除く。))を除く。))、旧東祖谷山村及び旧西祖谷山村(有瀬大和及び川崎の各一部を除く。))、旧井川町、旧三野町及び旧西祖谷山村(有瀬、後山、後山西、後山向、榎、新道、土日浦、徳善、徳善北、徳善西、西岡、西岡西、東西岡、ふしろ山に限る。))、三好郡一円
貞光川	美馬郡一円
穴吹川	美馬市(旧穴吹町及び旧木屋平村に限る。))、吉野川市
美馬北岸	美馬市(旧美馬町及び旧脇町に限る。))
板野	鳴門市、阿波市、板野郡上板町及び同郡板野町
鮎喰川	徳島市(下町、弓町、幟町、鷹匠町、栄町、明神町、伊月町、上八万町、八万町、城南町、西二軒屋町、二軒屋町、南二軒屋町、仲之町、秋田町、伊賀町、昭和町、中昭和町、南昭和町、南仲之町、万代町、沖浜町、山城町、西新浜町、新浜本町、新浜町、問屋町、津田浜之町、津田西町、津田本町、津田町、津田海岸町、論田町、大原町、大松町、勝占町、雑賀町、三軒屋町、西須賀町、大谷町、北山町、方ノ上町、丈六町、渋野町、多家良町、飯谷町、八多町を除く。))、名西郡一円

勝浦川	徳島市（下町、弓町、幟町、鷹匠町、栄町、明神町、伊月町、上八万町、八万町、城南町、西二軒屋町、二軒屋町、南二軒屋町、仲之町、秋田町、伊賀町、昭和町、中昭和町、南昭和町、南仲之町、万代町、沖浜町、山城町、西新浜町、新浜本町、新浜町、問屋町、津田浜之町、津田西町、津田本町、津田町、津田海岸町、論田町、大原町、大松町、勝占町、雑賀町、三軒屋町、西須賀町、大谷町、北山町、方ノ上町、丈六町、渋野町、多家良町、飯谷町、八多町に限る。）、小松島市、勝浦郡一円及び名東郡一円
那賀	那賀郡那賀町（旧木頭村、旧木沢村、旧上那賀町及び旧相生町に限る。）
那賀川下流	阿南市及び那賀郡那賀町（旧鷺敷町に限る。）
日和佐川	海部郡牟岐町及び同郡美波町
海部川	海部郡海陽町

別紙参考3（第43条関係）

保安林の種類別指定権限（民有林）

保安林の種類	流域区分	指定権限
第2条第1号から第3号に規定する保安林	重要流域	農林水産大臣
	重要流域以外	知事
第2条第4号から第17号に規定する保安林	全流域	知事

別紙参考3-附 農林水産大臣の指定する重要流域

流域名	区域の範囲
吉野川	徳島市（下町、弓町、幟町、鷹匠町、栄町、明神町、伊月町、上八万町、八万町、城南町、西二軒屋町、二軒屋町、南二軒屋町、仲之町、秋田町、伊賀町、昭和町、中昭和町、南昭和町、南仲之町、万代町、沖浜町、山城町、西新浜町、新浜本町、新浜町、問屋町、津田浜之町、津田西町、津田本町、津田町、津田海岸町、論田町、大原町、大松町、勝占町、雑賀町、三軒屋町、西須賀町、大谷町、北山町、方ノ上町、丈六町、渋野町、多家良町、飯谷町及び八多町を除く。）、鳴門市、名西郡一円、板野郡一円、阿波市、吉野川市、美馬市、美馬郡一円、三好市及び三好郡一円
那賀川	阿南市及び那賀郡一円
物部川から徳島県境まで	海部郡海陽町（久尾及び船津に限る。）